



2026年10月30日

各 位

会 社 名 三菱化工機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田中 利一
(コード：6331、東証プライム)
問合せ先 企画管理統括本部副本部長 兼 企画部長
中谷 朋喜
(TEL. 044-333-5354)

臨時株主総会付議議案の内容の決定に関するお知らせ

当社は、2026年9月30日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案に関するお知らせ」（以下「本基準日設定等プレスリリース」といいます。）のとおり、2026年10月16日を基準日と定め、2026年12月4日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを予定しておりますが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会付議議案の内容について決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本プレスリリースにおいて使用している用語は、別途定義しているものを除き、2026年9月30日付「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下「本経営統合プレスリリース」といいます。）において用いられている用語と同じ意味で使用しております。

記

1. 付議議案の内容

(1) 第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」

本経営統合プレスリリースをご参照ください。

(2) 第4号議案「定款の一部変更の件（2）」

本経営統合プレスリリースをご参照ください。なお、同プレスリリースでお知らせした本定款変更②の内容につき、一部形式的な訂正をさせていただいておりますので、以下に再掲いたします。

(下線部分は変更部分を示し、網掛けは訂正箇所を示しております。)

本定款変更①による変更後の定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 本会社は <u>三菱化工機株式会社</u> と称し、 英文では <u>Mitsubishi Kakoki Kaisha, Ltd.</u> とする。 (目 的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>石油精製、石油化学、ガス、製鉄、原子力、肥料工業、食品工</u>	第1章 総 則 (商 号) 第1条 本会社は <u>三菱月島化工機ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Mitsubishi Tsukishima Kakoki Holdings Co., Ltd.</u> とする。 (目 的) 第2条 本会社は次の事業を営むこと及び <u>次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当</u>

<p><u>業、医薬品工業その他各種化学工業用並びに一般産業用装置、機器の製造、修理及び販売</u></p> <p>2. <u>大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置その他公害防止並びに環境改善装置、機器の製造、修理及び販売</u></p> <p>3. <u>遠心分離機、汙過機、乾燥機、攪拌機、集塵機、洗浄機その他一般機械器具の製造、修理及び販売</u></p> <p>4. <u>照明器具の製造、修理及び販売</u></p> <p>5. <u>各種高圧ガスの製造及び販売</u></p> <p>6. <u>光学部品、機械部品、工具、装身具その他ガラス・金属・プラスチック等の製品の蒸着加工並びに蒸着製品の製造及び販売</u></p> <p>7. <u>土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工</u></p> <p>8. <u>前各号に掲げるもののエンジニアリング業務並びに賃貸</u></p> <p>9. <u>建物、構築物、産業用装置、機械器具、部品類の洗浄業務</u></p> <p>10. <u>化学薬品、動植物からの抽出成分及びこれらを配合した消臭剤・芳香剤等化学製品並びに医薬品、医薬部外品並びにでんぷん食品・たんぱく食品・ビタミン食品・カルシウム食品等加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物の製造及び販売</u></p> <p>11. <u>前各号に掲げるもののコンサルティング業務並びに技術の販売</u></p> <p>12. <u>損害保険代理業務</u></p> <p>13. <u>建材、事務用消耗品、工具・溶接用補助材料・油類等工場用消耗品、衣料品及び日用品雑貨の売買</u></p> <p>14. <u>各種廃棄物の処理に関する業務</u></p> <p>15. <u>不動産の売買、賃貸及び管理</u></p> <p>16. <u>発電及び売電に関する業務</u></p> <p>17. <u>前各号に掲げるものの代理及び仲立業務</u></p> <p>18. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p><u>該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>化学品、医薬品、食品、鉄鋼、肥料、エネルギーその他各種産業用の機械、装置、タンク類の設計、製造、据付、修理、販売、賃貸及び監理</u></p> <p>(2) <u>上下水道、水処理、廃棄物処理、大気汚染その他の公害防止、環境改善用の機械、装置の設計、製造、据付、修理、販売、賃貸及び監理</u></p> <p>(3) <u>産業用、上下水道、水処理、廃棄物処理その他各種プラントの土木、建築、電気、鋼構造物、機械器具設置等の各工事に関する設計、施工、監理並びに運転及び維持管理</u></p> <p>(4) <u>一般・産業廃棄物の収集、運搬及び処理事業</u></p> <p>(5) <u>土壌汚染調査及び診断、土壌浄化工事の設計、施工及び監理</u></p> <p>(6) <u>各種高圧ガスの製造及び販売</u></p> <p>(7) <u>化学製品、工業薬品、医薬品類、加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物、肥料の製造、輸入及び販売並びに工場用消耗品、衣料品及び日用品の輸入及び販売</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののコンサルティング業務、ソフトウェア作成及び販売並びに技術の許諾及び販売</u></p> <p>(9) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理並びに土地の造成及び分譲</u></p> <p>(10) <u>発電事業及びその監理・運営並びに電気の売買に関する事業</u></p> <p>(11) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(12) <u>経営管理、事業運営の統括、経営方針及び事業計画の策定支援並びにそれらに対する指導、助言及びコンサルティング業務</u></p> <p>(13) <u>財務、総務、法務、人事、情報システム、広報、試験研究、分析等に関する事務の受託及び代行並びに助言</u></p>
---	---

<p>(本店の所在地) 第3条 本社は本店を<u>神奈川県川崎市川崎区</u>に置く。</p> <p>(機関) 第4条 本社は株主総会及び取締役の<u>他</u>、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本社の発行可能株式総数は<u>80,000,000株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 本社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 本社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>及びコンサルティング業務</u> <u>(14) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 本社は本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>(機関) 第4条 本社は株主総会及び取締役の<u>ほか</u>、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本社の発行可能株式総数は<u>220,000,000株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 本社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 本社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
---	--

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の<u>他</u>、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ (条文省略) 第13条</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により<u>取締役会長又は社長執行役員</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長又は社長執行役員</u>に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の<u>ほか</u>、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は株主名簿管理人を置く。 <u>2.</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>3.</u> 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ (現行どおり) 第13条</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により<u>取締役社長執行役員</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>2.</u> <u>取締役社長執行役員</u>に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2.</u> 本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>2.</u> 会社法第 309 条第2項に定める決議は議決権を行使することができ</p>
---	---

<p>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 本会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 <u>2.</u> 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役、取締役会、及び執行役員</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 <u>2.</u> 本会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 <u>2.</u> 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3.</u> 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2.</u> 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>3.</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 <u>4.</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
---	---

<p>(代表取締役及び<u>取締役会長</u>)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を<u>若干名</u>選定する。 <u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u> 取締役会はその決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長1名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> <u>取締役会の招集通知は期日の少くとも3日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第23条 ～ (条文省略) 第24条</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び<u>役付取締役</u>)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 (削除)</p> <p>2. 取締役会はその決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長及び取締役会長をそれぞれ1名</u>、定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> 2. <u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は期日の少くとも3日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 ～ (現行どおり) 第25条</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別</u></p>
---	--

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(社長執行役員)</p> <p>第27条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員の中から社長執行役員1名を定める。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は期日の少くとも3日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第31条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</p>	<p>して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(社長執行役員)</p> <p>第30条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長執行役員1名を定める。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は期日の少なくとも3日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終</p>
---	--

<p>関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 本会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 本会社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 本会社は会社法第426条第 1 項の規定により、平成28年 6 月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 平成28年 6 月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>	<p>のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 本会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
--	---

(3) 第 5 号議案「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」及び第13号議案「資本準備金

の額の減少の件」

本日付で公表いたしました「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 第6号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の氏名及び役職は以下のとおりです。なお、代表取締役につきましては、2027年4月1日開催予定の当社取締役会において正式に決定される予定です。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任の効力は、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））をもって生じることといたします。

なお、本議案の名称については、本基準日設定等プレスリリースでお知らせした議案の名称から一部形式的な調整をしておりますが、実質的な内容に変更はございません。

氏名	就任予定の役職	重要な兼職の状況
川崎 淳	代表取締役社長社長執行役員	月島ホールディングス 代表取締役社長社長執行役員
高野 亨	取締役副社長副社長執行役員	月島ホールディングス 代表取締役副社長副社長執行役員兼最高財務責任者（CFO）
志村 直子	社外取締役	月島ホールディングス 社外取締役 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 非常勤講師 ネクセラファーマ株式会社 社外取締役 株式会社エニグモ 社外取締役（監査等委員）
和田 篤也	社外取締役	月島ホールディングス 社外取締役 北海道 顧問 JFE エンジニアリング株式会社 顧問 松田総合法律事務所 顧問

(5) 第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」

今般、本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬等の総額を年額500百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含みません。）と改めて設定させていただき、その範囲内において基本報酬と業績連動報酬等を支給することといたしたいと存じます。本議案による報酬枠は、第11号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」及び第12号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」における報酬枠とは別枠として設定するものです。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の効力は、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第6号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））に生じるものといたします。

(6) 第8号議案「経営統合に伴う監査等委員である取締役1名選任の件」

監査等委員である取締役候補者の氏名及び役職は以下のとおりです。

監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））をもって生じることといたします。

なお、本議案の名称については、本基準日設定等プレスリリースでお知らせした議案の名称から一部形式的な調整をしておりますが、実質的な内容に変更はございません。

氏名	就任予定の役職	重要な兼職の状況
北方 宏樹	監査等委員である社外取締役	月島ホールディングス 社外監査役 日本公認会計士協会 常務理事 日本公認会計士協会東京会 副会長

（7）第9号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」

今般、本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額100百万円以内と改めて設定させていただき、その範囲内において基本報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の報酬等の額決定の効力は、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第8号議案「経営統合に伴う監査等委員である取締役1名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））に生じるものといたします。

（8）第10号議案「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠の監査等委員である取締役候補者の氏名及び役職は以下のとおりです。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第2号議案「定款の一部変更の件（1）」及び第3号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年4月1日（予定））をもって生じることといたします。

氏名	就任予定の役職	重要な兼職の状況
小林 雅人	補欠の監査等委員である社外取締役	シティニューワ法律事務所 パートナ ー弁護士 株式会社日本共創プラットフォーム 社外監査役 三井海洋開発株式会社 社外取締役 野村不動産ホールディングス株式会 社 社外取締役（監査等委員）

（9）第11号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」及び第12号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」

本日付で公表いたしました「譲渡制限付株式報酬制度の導入、及び業績連動型株式報酬制度の再設定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、これらの議案の名称については、本基準日設定等プレスリリースでお知らせした議案の名称から一部形式的な調整をしておりますが、実質的な内容に変更はございません。

2. その他

上記1記載の各議案の内容につきましては、今後、実質的な内容の変更を伴わない形式的な調整を行う可能性がございますので、詳細については、株主の皆様にお送りいたします「臨時株主総会招集ご

通知」をご覧ください。

以 上